

農地の無断転用を防ごう！ ～農地の転用には許可が必要です～

農地を宅地、駐車場、道路、植林地等の農地以外のものにする（転用）には、県知事の許可（農地の面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣の許可）を受けなければなりません（農地法第4条、第5条）。農地を青空駐車場として利用する場合や農業用施設を建てる場合なども転用になりますので許可が必要です。

ただし、農地を自己の農地の利用・保全のために必要な施設（水路、道路等）や、2アール未満の農地を自己用の農業経営施設（農舎、畜舎等）に転用する場合等は許可が不要です。この場合、農業委員会へ農地転用制限例外の届出を提出してください。

■農地転用の許可申請手続きは？

農地転用の手続きには、次の2つのケースがあります。

1 県知事の許可

【農地が4ヘクタール以下の場合】

県知事の許可を受けようとする場合は、申請書を農業委員会を経由して県知事に提出してください。

2 農林水産大臣の許可

【農地が4ヘクタールを超える場合】

農林水産大臣の許可を受けようとする場合は、申請書を県知事を経由して農林水産大臣に提出してください。

なお、この場合は、申請に先立ち事前に審査を受けることができます。

■農地転用の判断基準は？

農地法では、優良農地を確保するとともに、農業以外の土地利用との調整を図るため、次の2つ

の基準により転用の可否を判断することとしています。

1 立地基準（申請に係る農地の営農条件や周辺の市街地化の状況から転用の可否を判断する基準）

農用地区域内にある農地や集团的に存在する農地等良好な営農条件を備えている農地については、原則（例外規定有）として転用を許可することができません。（農用地区域の確認は、役場農林課へお問い合わせください。）

一方、市街地の区域内にある農地については転用を許可することが可能です。

2 一般基準（土地の効率的な利用の確保という観点から転用の可否を判断する基準）

農地を転用して申請に係る用途に供することが確実と認められない場合や周辺の農地に係る営農条件に支障を生じるおそれがあると認められる場合等は転用を許可することができません。

■許可なく転用したら？

許可を受けなかったり、届出せずに農地を転用すると売買などの法律行為が無効になり、所有権移転の登記もできません。また農地法に違反することになり、農地等の権利取得の効力が生じないだけでなく、県知事は工事の中止、原状回復などを命ずることができます。

農地転用の許可申請受付は、農業委員会で行っています。農地転用に関する手続きや疑問は、まず農業委員会へ相談してください。

■問い合わせ

周防大島町農業委員会（農林課内）

☎0820(79)1002

サザンセト
うまいもの食べちゃろキャンペーン



「食彩店&やまみちゃんスタンプラリー」を実施しています！

11月1日(日)～11月30日(月)

■実施場所 スタンプラリー台紙に掲載の「やまぐち食彩店」、「やまみちゃん応援店・起業家」の各店舗

■応募資格 「やまぐち食彩店」で食事または、「やまみちゃん応援店・起業家」の店舗で該当商品を1点以上お買い上げの方で、スタンプを2店舗分集めていただいた方。

■賞品 応募者の中から抽選で、登録各店舗で使える利用券が当たります。

■問い合わせ 柳井農林事務所

☎0820(25)3291または3292



防災行政無線を用いた
全国一斉情報伝達訓練を行います



11月25日(水) 11時ごろ

周防大島町では、地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Jアラート）（※）を用いた訓練で、周防大島町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

周防大島町が当日実施する訓練は次のとおりです。

| 情報伝達手段 | 内容 |
|-------------|--|
| 防災行政無線の試験放送 | 防災行政無線（屋外スピーカーおよびすべての戸別受信機）から、情報伝達の試験のため、最大音量で放送されますのでご注意ください。 |

（※）Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市区町村へ、人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

■問い合わせ 総務課消防防災班

☎0820(74)1000